

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた 原子力規制委員会の対応

令和 4 年 6 月 2 2 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、デジタル臨時行政調査会¹が取りまとめた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「規制の一括見直しプラン」という。)を踏まえた、原子力規制委員会が所管する規制についての対応方針について報告するものである。

2. 経緯

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定、以下「デジタル重点計画」という。)において、「デジタル原則を踏まえて、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性の確認・検証を行い、原則適合性が確認されなかった制度等について、適合性確保のための一括的な改正方針を令和4年(2022年)春を目途に取りまとめる」こととされた。

これを受け、代表的なアナログ規制とされた、目視規制等の7種類の規制について、全府省庁で約5,000件の条項(法律、政令、省令・規則)が洗い出された。それらを対象に、デジタル原則への適合性点検の結果及び見直し方針等を示した「規制の一括見直しプラン」が、デジタル臨時行政調査会において令和4年6月3日にとりまとめられた。

その後、デジタル重点計画が変更され(令和4年6月7日閣議決定)、「各府省庁は、集中改革期間(令和4年(2022年)7月から令和7年(2025年)6月までの3年間)において、調査会事務局と連携し、一括見直しプランに基づき、規制・制度の見直し等を行う」こととされた。

3. 規制の一括見直しプランの概要

(1) デジタル原則とは

構造改革のためのデジタル原則として、①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)、③官民連携原則(GtoBtoC モデル)、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則の5項目が掲げられている。規制の見直しは、主に①デジタル完結・自動化原則に関わる。(29ページ参照)

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

¹ デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することを目的として、内閣総理大臣を会長とし、関係閣僚 5 人及び有識者 8 人で構成される会議体(令和 3 年 11 月 9 日内閣総理大臣決裁により開催を決定)

(2) 法律、政令、省令・規則レベルでの7種類のアナログ規制の見直し

①7種類のアナログ規制

代表的なアナログ規制として、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7種類が掲げられ(29ページ参照)、一括して見直しを行うこととされている。

②見直しの方針

7種類の規制のそれぞれについて、デジタル技術の適用段階(フェーズ)が、3段階(フェーズ1:デジタル技術を活用せず、フェーズ2:デジタル技術を活用、フェーズ3:デジタルで完結)に整理され、デジタルで完結できない特段の理由がないものは、すべてデジタルで完結(フェーズ3)するよう見直すこととされている。(30~33ページ参照)

その上で、約5,000の各条項について、現行規制がどのフェーズにあるか、また、どのフェーズまで見直すこととするかが整理されている。

(3) その他

①通知・通達等の見直し

7種類の規制に関しては、今後、通知・通達等も洗い出され、見直し方針を定めることとされている。

②法令等のデジタル原則適合性の確認プロセスの構築

上述のような既存の法令等の見直しに加え、今後、新たに法令等を立案するに際してのデジタル原則適合性への確認プロセスを構築することとされている。

具体的には「法律案・政令についてはデジタル庁が内閣法制局予備審査前までに主体的に確認するとともに、省令以下については各府省庁が決定前(パブリックコメント前)までに確認する」こととされ、法律案については、令和6年の通常国会提出のものから試行的に実施することとされている。

4. 原子力規制委員会が所管する規制についての対応

(1) 原子力規制委員会が所管する規制

政府全体で洗い出された約5,000件の条項のうち、392件が原子力規制委員会の所管法令。

目視規制 : 249件

定期検査・点検規制 : 139件

実地監査規制 : 1件

対面講習規制 : 2件

往訪閲覧・縦覧規制 : 1件

(常駐・専任規制及び書面掲示規制は0件)

(2) 見直しの方針

規制の一括見直しプランに掲げられた方針のとおり、特段の理由がないものは、すべてデジタルで完結(フェーズ3)するよう見直すこととした。具体的には、別紙1のとおり、392の条項を14の類型に整理し、各類型についてどのフェーズに見直すかを整理した。その概略は、次のようなものとなっている。

- ・ 核物質防護のための巡視等 : 現場で対応する必要があるデジタル完結困難(フェーズ2)
- ・ 保障措置検査 : IAEA の査察と異なる方法はとれずデジタル完結困難(フェーズ1)
- ・ 事業者が行う検査等 : 事業者がデジタル技術を活用して検査等を行うことが可能である旨の解釈を明示することでフェーズ2と整理
- ・ 原子力規制委員会が行う検査等 : 検査等にデジタル技術を活用できるかを検討し、可能なものは導入することをもって、フェーズ2と整理
- ・ 放射線取扱主任者の講習 : 実技部分を除き、デジタル完結可能(フェーズ3)

なお、別紙1の内容については、デジタル臨時行政調査会の事務局であるデジタル庁に提出し、異論がない旨の回答を得ている。その上で、規制の一括見直しプランにおいては、別紙2のとおり、392の条項のフェーズが整理されている。

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|--|
| 令和4年12月末
(この間) | デジタル臨時行政調査会による見直し工程表の決定、公表
必要な検討を行い、規則等の改正や、デジタル技術の活用が可能である旨の確認的な明示等を行う |
| 令和7年6月 | 集中改革期間の終了。見直しの期限となる |

(別紙1) 原子力規制委員会所管法令の見直しの方針

(別紙2) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン 別紙1(方針確定リスト)中の原子力規制委員会所管法令抜粋

(参考) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(関連部分抜粋)※

※全体版は下記デジタル庁HPに掲載

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

原子力規制委員会所管法令の見直しの方針

1. 目視規制

<p>①核物質防護のための見張、巡視 (実用炉則第 91 条第 2 項第 4 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場でトラブルがあった際の即応等の役割も含む見張、巡視であり、見張人が担うべき役割全てをデジタル化することは困難である ・一方、異常の有無を監視する手法としてデジタル技術等を活用することは現行法令上も規定されているため、現状が既にフェーズ 2 と整理でき、今後も引き続き見直すことなくフェーズ 2 と整理する
<p>②運搬時、危険時など臨時の場面での見張 (実用炉則第 88 条第 1 項第 7 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場でトラブルがあった際の即応等の役割も含む見張であり、見張人が担うべき役割全てをデジタル化することは困難である ・一方、異常の有無を監視する手法の一部代替としてデジタル技術を活用することは、現行法令上可能であるため、そのことを確認的に明示することで、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>③施設の保全のための巡視、点検 (実用炉則第 81 条第 1 項第 4 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法令上、デジタル技術を活用した巡視、点検及びその判断の自動化は可能であることから、そのことを確認的に明示することで、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する
<p>④指定廃棄物埋設区域等の実地調査 (炉規法第 51 条の 33 第 1 項 等) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施調査の一部代替としてデジタル技術(カメラ、ドローン等)を活用することは可能であるため、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>⑤RI の使用施設等の施設検査 (登録認証機関則第 18 条 1 項 1 号 等) 実施主体：原子力規制委員会、 登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合の判断に必要な情報のうち、デジタル技術を活用して収集できる情報の有無や、実現可能性等を今後検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する

2. 定期検査・点検規制

<p>①定期事業者検査 (炉規法第 43 条の 3 の 16 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査周期の延長は、技術基準への適合の維持を立証できれば、延長できる旨の規定が存在している ・それをデジタル的な手法で行うことも現行法令上可能であることから、そのことを確認的に明示することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
--	--

<p>② 1 F の定期検査 (1 F 規則第 12 条第 1 項第 8 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法令上、検査をデジタル的な手法で行うことは可能である ・今後、デジタル技術を何に活用できるか、それをもって検査周期を延長できるか等を検討する ・その結果を踏まえ、規制の見直しを行うか、デジタル技術の活用が可能であることを確認的に明示すること等をもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>③ 保障措置検査 (炉規法第 61 条の 8 の 2 第 1 項) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査手法及びその頻度は、日 IAEA 保障措置協定に基づき、IAEA と同一のものとする必要があるため、見直しは実施せず、フェーズ 1 のままとする
<p>④ 令 41 条非該当使用施設等に対する原子力規制検査 (原子力規制検査規則第 3 条 1 項) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術が活用できるか、費用対効果等の観点から活用する意味があるか等を把握し、その結果を踏まえ、検査の手法の見直しの可否を検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>⑤ RI 使用施設等の定期検査 (RI 法第 12 条の 9 等) 実施主体：原子力規制委員会、登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合の判断に必要な情報のうち、デジタル技術を活用して収集できる情報の有無や、実現可能性等を今後検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>⑥ RI 法に基づき事業者が行う定期の点検、測定等 (RI 規則第 15 条第 1 項第 10 の 2 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法令上、検査をデジタル的な手法で行うことは可能である ・今後、デジタル技術を何に活用できるか、それをもって検査周期を延長できるか等を検討する ・その結果を踏まえ、規制の見直しを行うか、デジタル技術の活用が可能であることを確認的に明示すること等をもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する

3. その他(実地監査、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制)

<p>① 品質マネジメントの内部監査 (品質管理基準規則第 46 条第 1 項) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の一部代替としてデジタル技術（オンライン会議等）を活用することは可能であるため、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する
<p>② 放射線取扱主任者の講習 (RI 法第 35 条第 2 項 等) 実施主体：登録講習機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実技を伴うものを除き、技術的にはデジタル完結が可能であり、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する。
<p>③ 登録認証機関の財務諸表の閲覧 (RI 法第 41 条の 7 第 2 項) 実施主体：登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的にはデジタル完結が可能であり、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する